

議案第二十六号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成二年三月十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一〇〇	一〇〇	三三、〇〇〇	一三〇
-----	-----	--------	-----

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行し、平成二年四月分の給水量にかかる料金から適用する。